

西東京市子どもの権利擁護委員
令和元（2019）年度活動報告



©シンエイ／西東京市

西東京市子ども相談室ほっとルーム

愛称と由来

子どもの権利擁護委員等が全市立中学校生徒会を訪問して西東京市子ども条例を説明し、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称募集をお願いしました。全生徒会からの応募で、各 23 案ずつが集まりました。

小学生を対象とした夏休みのワークショップでは、東京経済大学の学生に手伝ってもらいながら、参加者が愛称候補を 3 案ずつに絞り込みました。

その後、市内の小学校 325 クラスで投票が行われて愛称が決まりました。



西東京市子どもの権利擁護委員

「CPT」 children protect team

田無第一中学校生徒会



多くの人に参加してもらうために、生徒会だより号外を発行して、目安箱で募集しました。

「CPT」にしたのは、擁護委員が^{children}子どもの笑顔を守るための^{protect team}チームとはっきり言うほうがわかりやすいと思ったからです。誰もが笑顔になる権利があると知ってもらいたいです。

選ばれて「やったー!」と思いました。相談室が、ひとりで悩まず相談できる場所になって、みんなの笑顔の輪が広がっていけばいいなと思います。



西東京市子ども相談室

「ほっとルーム」

青嵐中学校生徒会

全校生徒にプリントを配布して案を募集し、学級委員が選んだ案を生徒会で検討しました。よいものに丸をつけて、絞り込んでいきました。

自分たちの推していた愛称が、小学生にも支持されて決まったことは、ビックリしたけどとても嬉しいし、誇らしい気持ちです。

ほっとルームには、名前どおりにほっとできる相談室になってほしいし、広く知れ渡って、いろいろな人が気軽に相談して安心できる場所になってほしいです。

西東京市子どもの権利擁護委員
令和元（2019）年度活動報告



西東京市子ども相談室ほっとルーム

はじめに

子どもの権利擁護委員（愛称：CPT） 代表 野村 武司



令和元（2019）年8月1日、西東京市子ども相談室がオープンし、これによって、子どもの権利擁護委員（3人）に加えて、子どもの権利擁護相談・調査専門員が新たに加わり、4月に始まった西東京市子どもの権利擁護委員制度が本格的にスタートしました。西東京市子どもの権利擁護委員制度は、子どもの相談・救済のしくみとして、平成30（2018）年に、「西東京市子ども条例」によって作られました。この報告書は、その一年間の活動報告です。

スタートしてすぐの時期は、子どもからの相談を待ちながら、このしくみを西東京市の子どもたちみんなに、身近なものとして知ってもらうことを特に意識しました。まずは、「子どもの権利擁護委員」、「子ども相談室」という条例で決められている堅苦しい名前に「愛称」をつけてもらうことから始めました。中学校を一つ一つ回って話をし、愛称の案を出してもらいました。これを、小学生を集めたワークショップで絞り込み、最後は小学生による投票で決めました。この取組を通じて、西東京市の子どもたちとふれあうことができたのは素晴らしい経験でした。子どもの権利擁護委員が「CPT」、子ども相談室が「ほっとルーム」と決まったときは、出会った子どもたちの顔を思い浮かべながら、みんなで喜びました。

また、ルピナスまつり、市民まつりといったイベントに参加したり、宣伝のパンフレットを作ったりもしました。さらに、小学校6年生向けの副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」の作成を手がけました。副読本は、「条例はできただけではダメで、子どもたちが知っていなければいけない」と考えた市からの提案でした。少し前まで「子ども」だった大学生の力も借りました。いろいろな世代の知恵、そして市と協力して進めることの大切さも実感しました。

さらに、相談をきっかけとして、条例に基づいて、「子ども110番ピーポくんの家」について調べることになりました。地域のみなさんが中心に行っていて、市も応援しているしくみです。急な調査だったことから、地域のみなさんを戸惑わせてしまったことは反省しなければいけないことですが、調べていく中で、地域のみなさんが、子どもを支えるためにがんばっている様子も知ることができました。新型コロナウイルスの影響から、調査はいったん中断していますが、もっといいしくみにできるように何か提案できたらいいなと考えているところです。

「CPT／ほっとルーム」のしくみは、子どもの相談を受けとめ、子どもの思いや考えを大切にしながら、子どもにとって最もよい方法と形で、子どもを救済する（助ける）しくみです。寄せられる相談は、いうまでもなく深刻なこともあります。だからこそ、「CPT／ほっとルーム」を子どもたちに身近に感じてもらい、「CPT／ほっとルーム」に話しやすいところから話してもらい、考えていること、感じていることを聞かせてもらうことが大切なのだと思います。

「CPT／ほっとルーム」は子どもの立場に立ちます。その意味で、子どもの思いや考えを正しく伝え、子どもを守る必要があります。他方で、西東京市には、子ども

を支える人たちがたくさんいることも実感しています。子どものために一緒に力を合わせることもまた大切なことです。

現在、新型コロナウイルスの影響で、とても自由のきかない世の中になっています。学校に行くことが難しくなるなんて考えたことがあったでしょうか。入学したけれど、自分の学校をよく知らないという子どももたくさんいます。一緒に遊んだり、一緒におしゃべりをしたり、一緒に食べたり、子どもたちにとって当たり前で本当に大切なことが、当たり前ができなくなってしまっています。そんな中で、不安に思ったり、ふさぎこんでしまったり、悩んでいる子どももいると思います。人がきさいなことと思うようなことでも、悩んでいる子どもにとっては大きなことです。そんなとき、うまくいえなくてもいいから、ほっとルームを利用してもらいたいなと思っています。一緒に考えることもできるし、お手伝いもできます。お話をして気分が晴れることもあります。子どもたちに知ってもらうよう工夫をしながら、そんなしくみをつくっていきたいと思います。



小学生ワークショップの様子です。



市民まつりのテントは「子どもの声」で埋まりました。



副読本を使ったいじめ予防授業を行いました。

目次

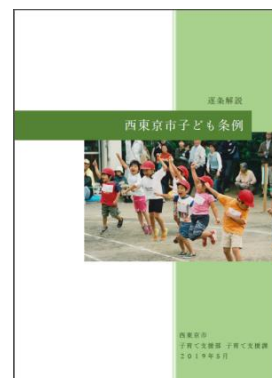
はじめに

子どもの権利擁護委員（CPT） 代表 野村 武司

第1	西東京市子どもの相談・救済機関の概要	
1	西東京市子ども条例	2
2	西東京市子どもの権利擁護委員	4
3	西東京市子ども相談室	5
第2	令和元（2019）年度活動内容	
1	西東京市子ども相談室開設準備	7
	（1）広報・啓発	8
	（2）講師派遣や関係機関との連携	9
	（3）視察・研修	9
2	西東京市子ども相談室開設以降	10
	（1）広報・啓発	10
	（2）年度統計	15
	○ 相談	15
	○ 申立て	22
	（3）講師派遣や関係機関との連携	23
	（4）視察・研修	23
第3	事例報告	
1	相談の事例	26
2	申立ての事例	34
	一年を振り返って	37
	子どもの権利擁護委員（CPT）	井利 由利
	子どもの権利擁護委員（CPT）	谷川由起子
	参考資料	
	西東京市子ども条例	39
	西東京市子ども条例施行規則	45

第1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

- 1 西東京市子ども条例
- 2 西東京市子どもの権利擁護委員
- 3 西東京市子ども相談室



条例に盛り込む内容について考える子どもワークショップには、小・中・高校生 30 人が参加しました。

第1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

1 西東京市子ども条例

西東京市子ども条例（以下「子ども条例」といいます。）は、「今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくこと」を目的として平成30（2018）年9月19日制定、10月1日に施行しました。

子ども条例は、前文から始まり、第1章「総則」、第2章「子どもの生活の場における支援と支援者への支援」、第3章「子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」、第4章「子どもの相談・救済」、第5章「子どもの施策の推進と検証」、第6章「雑則」で構成される全27条です。その特徴は、次に示す（1）から（6）のとおりです。

（1）総合的な条例

- ア 考え方・理念、施策の原則、制度設置、子ども条例の実施・検証を総合的に規定
- イ 健康、医療、福祉、教育等子どもに関わる分野を総合的に考慮
- ウ 家庭、園、学校、地域等子どもが生活する場を総合的に考慮
- エ 子どもだけでなく、子どもに関わる人たちへの支援を含み総合的に規定

（2）相談・救済機関の設置

子ども固有の悩み事等について、子どもに寄り添い、一緒に考え、安心・解決できるような相談・救済機関をつくることを定めています。

（3）施策の原則を規定

子どもをめぐる今日的な問題（虐待、いじめ、子どもの貧困、子どもの居場所作り等）に取り組むこと等について施策の原則を定めています。

（4）子どもの育ちを支える関係者への支援を規定

子ども施策が推進されるためにも、保護者・家庭、育ち学ぶ施設やその関係者、地域・住民が役割を十分に果たせるよう支援を受けられることを定めています。

（5）まち全体で育ちを支える

市民をはじめ関係者の連携を強調し、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを示しています。

（6）子どもたちにもわかりやすく

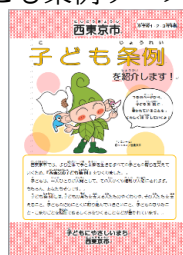
子どもが子ども条例に親しみを持てるよう、条文を「です・ます調」で記しています。

子ども条例制定に向けた検討から施行の年度末まで

平成 28（2016）年の児童福祉法の改正により、子どもの権利擁護が児童福祉法の理念として明確化されたこととともに、西東京市長の条例制定に向けた明確な意思により、子ども条例策定に向けた検討を進めることとなりました。

年	月	活 動
平成 29（2017）年	8月	（仮称）子ども条例策定庁内検討委員会を設置。
	8月下旬～	西東京市子ども子育て審議会に対し、（仮称）子ども条例の策定について諮問。西東京市子ども子育て審議会は、（仮称）子ども条例検討専門部会を設置。（仮称）子ども条例検討専門部会は、翌年5月までに、様々な方法で子ども等への意見聴取を実施するなどし、11回の会議を開催。作成した報告書は、子ども条例の原型となった。
平成 30（2018）年	6月	子ども条例要綱について、1か月間のパブリックコメントを実施。「（仮称）西東京市子ども条例に盛り込む内容の市民説明会」を実施。
	9月	西東京市議会第3回定例会に「西東京市子ども条例(案)」を上程。文教厚生委員会の審査を経て、本会議において全会一致で可決。
	10月	「西東京市子ども条例」施行。
	11月	西東京市市民まつり参加。
	12月	「ともに生きる！まちづくりキックオフ・フェス」参加。市内小・中学校教職員向け研修実施。
平成 31（2019）年	2月	いじめ問題対策連絡協議会で子ども条例の内容等を説明。要保護児童対策地域協議会テーマ別研修「西東京市子ども条例について」を実施。
	3月	子ども条例リーフレット発行。

【子ども条例リーフレット】



小学校
1・2・3年生版



小学校
4・5・6年生版



中学生・
高校生版



一般版

2 西東京市子どもの権利擁護委員

子ども条例では、いじめ、虐待、体罰など子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済につなげることを目的に、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置しています。擁護委員の定数は3人以内です。擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

また、市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員（以下「専門員」といいます。）を置きます。

擁護委員及び専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

擁護委員の職務は、次に示す（1）から（6）のとおりです。

- （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
擁護委員は、子どもから相談を受けた場合、必要な助言をするとともに、情報の提供などの支援を行います。
- （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。
必要があれば子どもをはじめ関係者から話を聴く等、事実を調査します。
- （3）子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。
権利侵害からの救済のため、関係者との調整や関係者への要請を行います。権利侵害を防ぐため、制度改善などの意見を伝えることもできます。
子どもは単なる救済対象ではなく、自分に関わる問題を解決していく主体として位置づけられ、最善の利益が確保できるよう支援されます。そのため、一方的な要請や意見提出で、権利侵害の相手方と子どもを対立させてしまっては、子どもの最善の利益にならない場合もあり、擁護委員の調整が重要になります。
「要請」とは、市や市の機関には対応しなければならない「勧告」、市以外の機関には対応するよう努める「要請」の二つの意味があります。
- （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
「意見を述べること」とは、市や市の機関には制度改善のための「提言」、市以外の機関には「意見表明」の二つの意味があります。
- （5）子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。
- （6）子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。
擁護委員が効果的に活動を進めるためには、市民の理解や他の相談・救済機関との連携が不可欠です。そのため、活動報告・公表や子どもの権利擁護について必要な理解を広めること、関係者との連携を進めることも職務として定めています。
保護者や育ち学ぶ施設の関係者等が対応に悩み、うまく解決することができずに子どもとの関係がこじれるようなとき、第三者の擁護委員が、調整役として、何が最善かを考え、子どもの権利侵害からの救済の方法を見つけていくことが大切になります。

3 西東京市子ども相談室

西東京市子ども条例施行規則では、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、西東京市子ども相談室を設置することが定められています。相談窓口では、子どもからの相談に応じて助言や支援を行い、救済するための調査・調整や要請・意見表明を行います。子どもを救済するための要請等を行った後は、必要に応じて、引き続き見守りなどの支援をします。

西東京市子ども相談室は、次に示す（１）から（４）の点で既存の相談窓口とは異なります。

- （１）子どもの意見を聴き、子どもに寄り添いながら相談を受け、問題を解決することを基本にしていること。
- （２）特定の分野に限らない子どもの権利侵害全般を取り扱うこと。
- （３）公的な第三者機関であること。
- （４）関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が、条例に基づく権限として定められていること。



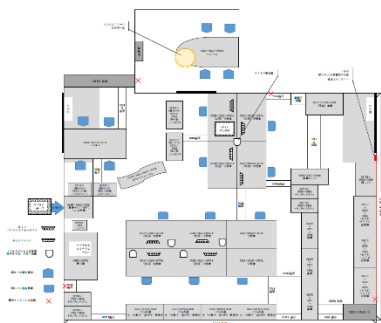
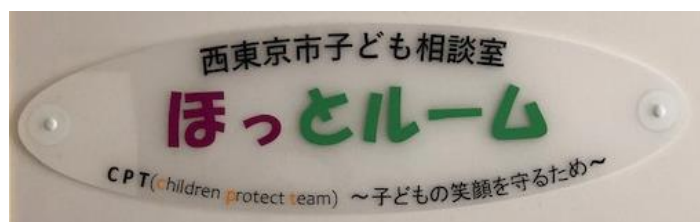
第2 令和元（2019）年度活動内容

1 西東京市子ども相談室開設準備

- (1) 広報・啓発
- (2) 講師派遣や関係機関との連携
- (3) 視察・研修

2 西東京市子ども相談室開設以降

- (1) 広報・啓発
- (2) 年度統計
 - 相談
 - 申立て
- (3) 講師派遣や関係機関との連携
- (4) 視察・研修



第2 令和元（2019）年度活動内容

1 西東京市子ども相談室開設準備（4月から7月まで）

4月1日に市長が西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を3人に委嘱しました。

氏名	所属等
野村 武司	東京経済大学教授・弁護士
井利 由利	公益社団法人青少年健康センター（茗荷谷クラブ）・臨床心理士・公認心理師・精神保健福祉士
谷川由起子	八王子市学校教育支援課（スクールソーシャルワーカー）・社会福祉士

西東京市子ども相談室の開設に向けて、前年度に引き続いて関係機関に対する研修を行い、子どもへの周知のための愛称募集と副読本制作の取組を開始しました。「西東京市子どもアンケート結果報告書」（注1）によると、「子ども条例」認知率（注2）は、小学5年生が32.7%、中学2年生が29.3%、16・17歳が16.7%でした。

注1 西東京市子どもアンケート結果報告書

西東京市子育て支援部子育て支援課「西東京市子どもアンケート結果報告書」（令和2（2020）年2月）から、調査の目的、調査の方法について抜粋します。

1 調査の目的

（前略）本アンケートは、2020（令和2）年度からの「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」後期計画の策定にあたり、子どもたちが西東京市でどのように暮らし、日ごろどのような思いを抱いているのかなどについて率直な意見を聞き、計画策定の参考とするため実施したものです。

2 調査の方法

○調査対象：①小学5年生（市立小学校）

②中学2年生（市立中学校）

③16・17歳（夜間開館を実施している児童館・児童センター利用者）

○調査期間：令和元年6月下旬～7月上旬

○調査方法：①市立小学校（3校）にてホームルーム等の時間帯に教員から子どもにアンケート調査票を配付・回収

②市立中学校（2校）にてホームルーム等の時間帯に教員から子どもにアンケート調査票を配付・回収

③夜間開館を実施している児童館・児童センターにて利用者に職員から子どもアンケート調査票を配付・回収

○回収状況：合計 600 人 内訳①333 人、②249 人、③18 人

注2 「子ども条例」認知率

「西東京市子どもアンケート」の問 10 で「きいたことはある」「だいたい知っている」と答えた子どもの割合を合計しました。

問 10 西東京市では、まち全体で今と未来を生きるすべての子どもの育ちを支えていくため「子ども条例」をつくりました。知っていますか。【単数回答】

選択肢：「だいたい知っている」「きいたことはある」「知らない・きいたことがない」

(1) 広報・啓発

年	月	活動
平成 31・ 令和 元 (2019) 年	4 月	市長が擁護委員を 3 人に委嘱。第 1 回擁護委員の会議実施。西東京市子ども条例（以下「子ども条例」といいます。）リーフレットを市内の市立小・中学校、都立高等学校、私立中・高等学校に全校生徒配布。関係機関等へは子ども相談係※が説明のうえ配布。そのほか、子ども・子育て支援団体等、配布合計 24,565 部。 ※ 子育て支援課の中に、子ども相談係が新たに設置された。
	5 月	「西東京市子ども条例逐条解説」を発行し、市内の保育園、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校、関係機関等に 723 部を配布。第 2 回擁護委員の会議実施。子どもの権利擁護相談・調査専門員（以下「専門員」といいます。）の採用試験を実施。
	6 月	擁護委員等が全市立中学校生徒会を訪問して子ども条例を説明し、「擁護委員」、「西東京市子ども相談室」の愛称募集を依頼。第 3 回擁護委員の会議実施。専門員の採用試験を実施。
	7 月	子育て支援課、教育委員会、制作支援事業者の関係者が、東京経済大学現代法学部野村ゼミに参加し、副読本制作の目的等を説明。第 4 回擁護委員の会議実施。



中学校生徒会訪問



西東京市子ども条例逐条解説

○ 子ども相談係

取材対応——公明新聞

(2) 講師派遣や関係機関との連携

○ 子ども相談係

関係機関の会議——校長会議（2回）、西東京市民生委員児童委員会長協議会、西東京市私立幼稚園連絡協議会園長会、西東京市小規模保育事業等施設長会議、西東京市公立私立保育園合同園長会、西東京市青少年育成会代表連絡会

研修等講師——ひばりが丘公民館子ども条例PR、西東京市私立幼稚園教職員研修会

その他——総合教育会議、保育課と「保育の質のガイドライン」についての打合せ（3回）

(3) 視察・研修

○ 子ども相談係

視察受け入れ——中野区

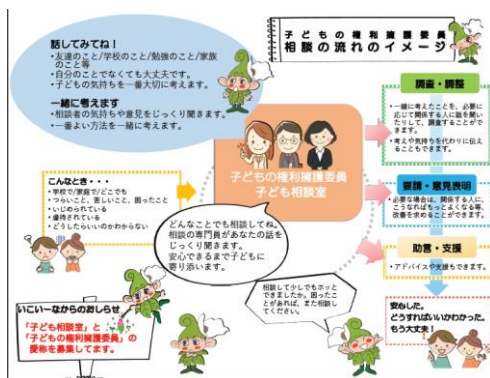
○ 専門員

視 察——せたがやホッと子どもサポート

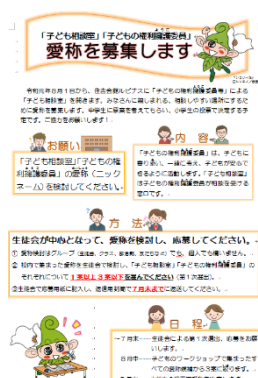
研 修——【市外研修】国立市総合オンブズマン訪問、国立市立国立第二中学校における「いじめと人権」の出張授業、令和元年度区市町村児童相談業務研修、国立市業務研修、せたがやホッと子どもサポート研修

【市内研修】西東京市民生委員児童委員新任研修会、保谷駅前公民館における講演と広報活動、第4回ルピナスまつり実行委員会③、上村ゼミ@住吉会館、要保護児童対策地域協議会実務者会議（ブロック会議）、母子・父子自立支援員研修、教育支援課研修、教育関連施設見学、子ども家庭支援センター研修、子ども家庭支援センターのどか、聖ヨゼフホーム施設見学

【内部研修】子どもの権利について、西東京市の施策について、副読本について、住吉会館について、要保護児童対策地域協議会について



生徒会で子ども条例を説明しました。



愛称を募集し、候補を絞るワークショップを企画しました。

小学生のみんなにおねがいです!

子どもたちのための相談室が新しくできたよ! できたばかりの相談室にニックネームをつけるの、手伝ってくれるかあ?

いつやるの? 令和元年8月17日(土) 午前10時から12時15分

どこでやるの? 住吉会館ルピナス2階 研修室です!

申し込みは? こども相談室 (042-439-6645) に電話してね!

相談の電話は0120-9109-77...で! 平日午後2時、土曜午前10時午後4時

2 西東京市子ども相談室開設以降（8月1日から）

(1) 広報・啓発

西東京市子ども相談室を開室しても、西東京市子ども相談室があること、西東京市子ども相談室にできることが周知されなければ利用されません。愛称募集と副読本制作の取組を進めると同時に、機関紙(創刊準備号、創刊号、第2号)を発行し、市内の学校や関係機関に配布しました。また、市内の行事に参加することで、市民への周知を図りました。

年	月	活動
令和元 (2019)年	8月	西東京市子ども相談室開設。第5・6回擁護委員の会議実施。小学生を対象に全市立中学校生徒会から応募された愛称案を絞り込むためのワークショップを実施。機関紙「西東京市子ども相談室ニュース創刊準備号」を発行し、市内の小・中・高等学校、関係機関等に2,844部を配布。
	9月	全市立小学校325クラスで、愛称決定のための投票を実施。第7回擁護委員の会議実施。「こそだてフェスタ」参加。「子育て・子どものしつけあるあるチェック」を実施し、96人が参加。
	10月	第8回擁護委員の会議実施。「ルピナスまつり」参加。高校生ボランティアとイベントを運営。名刺交換に172人、相談体験に4組の子どもが参加。機関紙「ほっとルーム通信創刊号」を発行し、市内の特別支援学校と小・中・高等学校在籍児童・生徒、関係機関等(11月のイベントでの配布とあわせて)25,350部配布。専門員の採用試験を実施。
	11月	「市民まつり」参加。高校生ボランティアとイベントを運営し、小学生の投票で決まった愛称を応募した中学校生徒会を表彰。子どもの声を自由に書くコーナーに412人が参加し、普及啓発品を449人配布。「ともに生きる!まちづくりフェス」にパネル展示し、50人が参加。第9回擁護委員の会議実施。
	12月	第10回擁護委員の会議実施。相談PRカードを市内の特別支援学校と小・中・高等学校在籍生徒、関係機関等に22,090枚配布。小学6年生向け副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」、中学生以上向け広報冊子「『西東京市子ども条例』を知ろう」作成。



小学生対象ワークショップ



ルピナスまつり



市民まつり



市民まつり

令和2 (2020) 年	1月	小学6年生向け副読本「みんなで学ぼう西 東京市子ども条例」を市立小学校在籍の6 年生等に1,896部配布。中学生以上向け広 報冊子『『西東京市子ども条例』を知ろう』 を市立中学校在籍生徒等に4,459部配布し、 擁護委員等が全市立中学校朝礼に参加して 内容を説明。第11回擁護委員の会議実施。
	2月	子ども条例市民講座「みんなで考える『子ど もの権利』」を開催し、約100人が参加。第 12回擁護委員の会議実施。機関紙「ほっと ルーム通信第2号」を発行し、市内の特別支 援学校、小・中・高等学校在籍児童・生徒、 関係機関等に24,670部を配布。市立小学校 でいじめ予防授業を実施。
	3月	第13回擁護委員の会議実施。専門員の採用 試験を実施。



市民まつり



いじめ予防授業

○ 子ども相談係

取材対応——ひばりタイムス（3回）、東京民報、J：COM東京デイリーニュー
ース、毎日新聞

機関紙

機関紙は創刊準備号を含めて3回発行しました（裏表紙の裏面にQRコードを記載
してあります）。

創刊準備号（8月）は、2学期に行われる「擁護委員」と「西東京市子ども相談室」
の愛称を決めるクラス投票に向けて、市内の小・中・高等学校、関係機関等に配布し
ました。

創刊号（10月）は、愛称が決定したことと擁護委員の紹介、イベントの報告や告知
を内容としたもので、市内の特別支援学校と小・中・高等学校に在籍する児童・生徒、
関係機関等に配布しました。



子どもの権利相談・救済機関 西東京子ども相談室「ほっとルーム」ほっとルーム通信創刊号

第2号（2月）は、子ども条例を学ぶ副読本・広報冊子の完成を中心に、イベントの報告や告知を内容としたもので、市内の特別支援学校と小・中・高等学校に在籍する児童・生徒、関係機関等に配布しました。



子どもの権利相談・救済機関 西東京市子ども相談室「ほっとルーム」ほっとルーム通信第2号

副読本・広報冊子

副読本と広報冊子は、「子ども条例を子どもにとって役立つものにしたい」「子ども自身に自分の権利について考えてほしい」と願う、多くの人たちが関わって作ったものです。

小学6年生向けの副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」の制作に主に携わったのは、東京経済大学現代法学部ゼミの学生です。制作に当たっては、教育委員会や子ども相談係、制作支援事業者がゼミに参加し、学生に副読本の位置づけや狙い、学習指導要領との関係等を説明しました。

学生は子ども条例の中から条文を選び、副読本に載せる項目について話し合いました。班ごと、チームごとに内容や載せる順番についてプレゼンテーションを行いました。夏休み中もゼミは行われ、副読本の記事が少しずつ集まってきました。夏休みが終わっても、内容を見直したり、わかりやすい例を考えたりする活動が続きました。こうして副読本が完成しました。

中学生をはじめ、市民向けの広報冊子『西東京市子ども条例』を知らう』は、副読本をもとに擁護委員の監修で作られました。擁護委員等は、全ての市立中学校の朝礼に参加し、中学生に広報冊子の説明をしました。



副読本制作に携わったゼミの学生



啓発品

西東京市子ども相談室（以下「ほっとルーム」といいます。）を周知するために、ポスターと三つ折りリーフレットを作りました。



ポスター



三つ折りリーフレット



クリアファイル、相談PRカード、ポケットティッシュ、定規、絆創膏、消しゴム、付箋を作り、催しに合わせて配布しました。



クリアファイル



ポケットティッシュ



定規



絆創膏



消しゴム



付箋

子ども条例を周知するために、ボールペン、メモ帳を作り、目的や催しに合わせて配布しました。



ボールペン



メモ帳には子ども条例の前文（部分）を載せました。

また、のぼり旗・腕章・ワッパンを制作して催しに合わせて使用したり、看板を制作したりしました。



のぼり旗



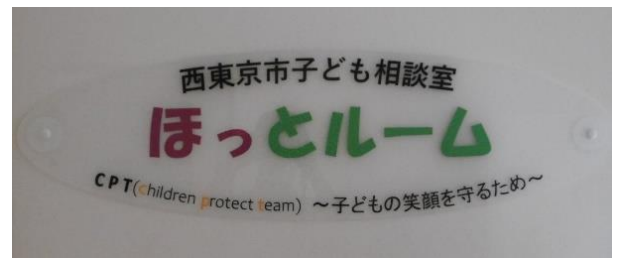
腕章



ワッパン



腕章



相談室の看板

(2) 年度統計

ほっとルームは、令和元（2019）年8月1日に開室しました。今回の年度統計は、令和元（2019）年8月1日から令和2（2020）年3月31日までの8か月間を対象としています。

当年度の相談件数は34件で、対応回数は295回でした（表1）。

「相談件数」は、相談者の実数を基本とすることとしました。また、「対応回数」は、ほっとルームが相談者や関係機関等に対して行った対応の延べ回数を基本としています。

構成比（%）は小数点以下第1位を四捨五入しています。

全34件のうち、当年度中に終了した相談は16件（47%）でした（図1）。

また、「申立て」は1件でした。この申立案件への対応回数が96回と、全体の33%を占めています（表1）。今回は、33件の「相談」と1件の「申立て」とに分けて集計しました。

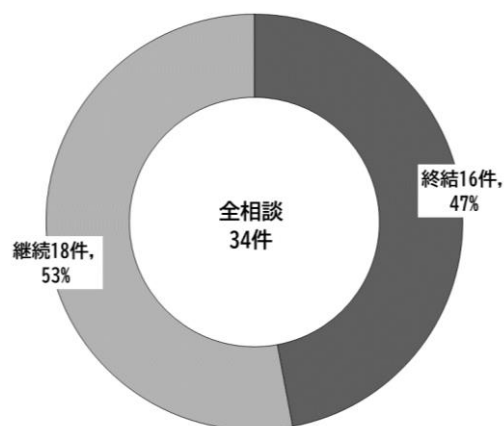


図1 相談の終結・継続件数

表1 相談件数・対応回数

全相談件数			34 件	100%	→	全対応回数			295 回	100%
内訳	○申立て件数	1 件	3%	→	内訳	○申立案件の対応回数	96 回	33%		
	●申立てを除く相談件数	33 件	97%	→		●申立案件を除く相談案件の対応回数	199 回	67%		

○ 相談（33件）

ア 月別（新規相談件数・対応回数）

新規相談は、1月（12件）、次いで11月（7件）が多いです（図2）。

対応回数は、2月（64件）、次いで11月（33件）が多いです（図2）。

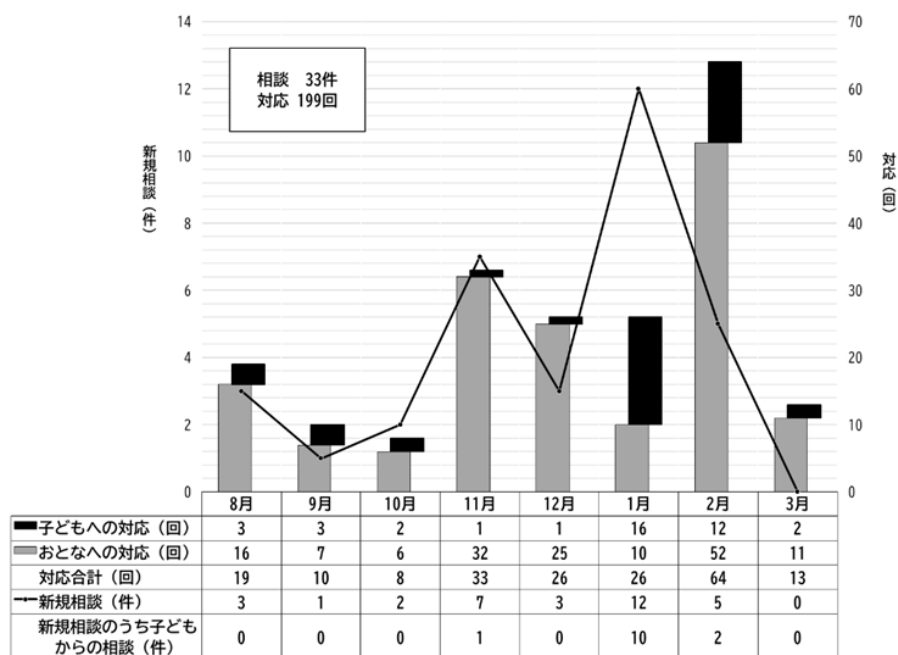


図2 月別(新規相談件数・対応回数)

イ 曜日別(新規相談件数・対応回数)

新規相談は、月曜日(11件、33%)、次いで金曜日(8件、24%)が多いです(図3)。閉室日である日曜日にも新規相談(3件、9%)を受けています。これは、メールで受け付けた相談(1件)とほっとルームがイベントに参加した際に受けた相談(2件)です。

対応回数は、火曜日(48回、24%)、次いで月曜日(43回、22%)が多いです(図3)。

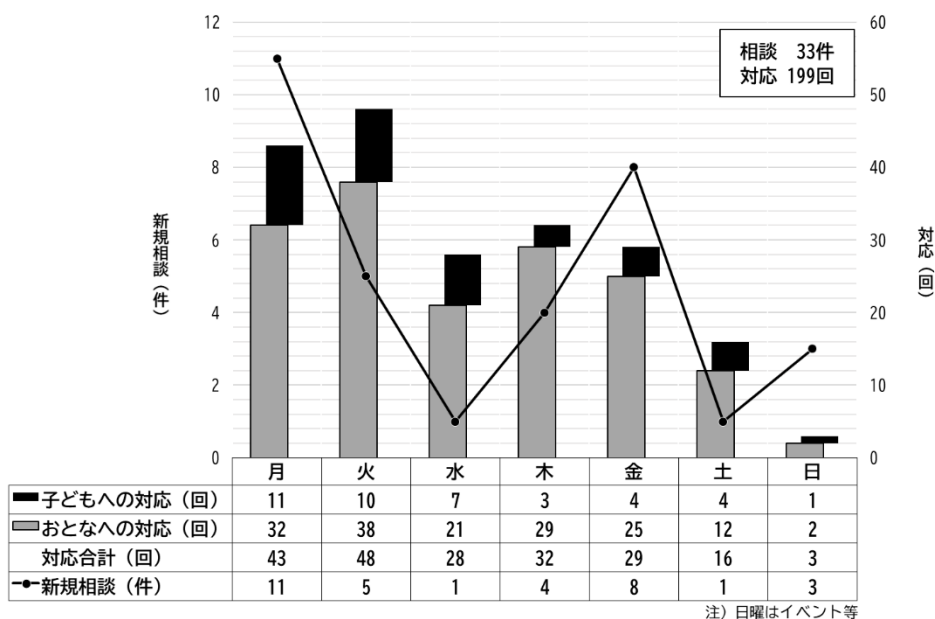
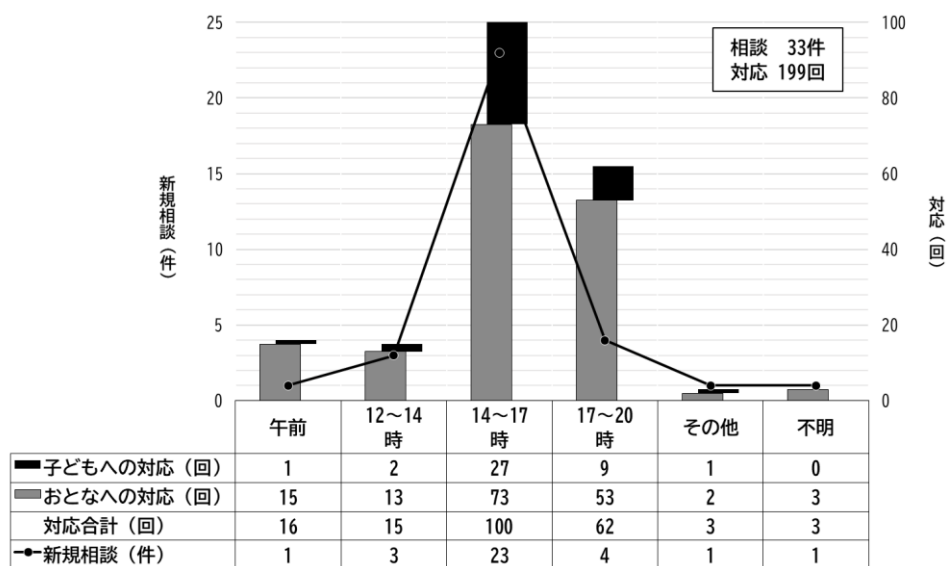


図3 曜日別(新規相談件数・対応回数)

ウ 時間帯別（新規相談件数・対応回数）

新規相談は、14時から17時（23件、70%）が多いです（図4）。

対応回数は、14時から17時（100回、50%）、次いで17時から20時（62回、31%）が多いです（図4）。



注) 午前中～14時の相談対応は、原則として土曜日のみ。

図4 時間帯別（新規相談件数・対応回数）

エ 相談内容

(ア) 大分類（新規相談件数）

「大分類」では、相談内容を相談者との関係から「自分・自分の家族」に関する相談と「他人・他人の家族」に関する相談とに分けました。その結果、「自分・自分の家族」についての相談が26件（79%）、「他人・他人の家族」についての相談が7件（21%）でした（図5-1）。

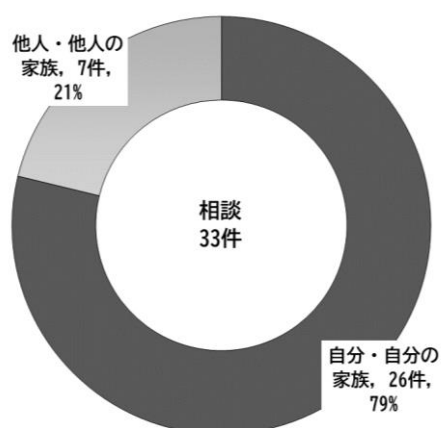


図5-1 大分類（新規相談件数）

(イ) 小分類（新規相談件数）

「小分類」では、相談をその内容で分類して集計しました（表2）。その結果、「交友関係」に関する相談が9件（27%）と最も多く、全て子どもからの相談でした。「子育て」に関する相談8件（24%）が次に多く、全ておとなからの相談でした（図5-2）。

表2 小分類

1	健康
2	性格・行動
3	ネット・トラブル
4	性
5	家庭・家族
6	虐待
7	子育て
8	いじめ
9	交友関係
10	不登校
11	学習・進路
12	教職員等の対応
13	学校等の対応
14	行政機関等の対応
15	差別
16	労働
17	その他

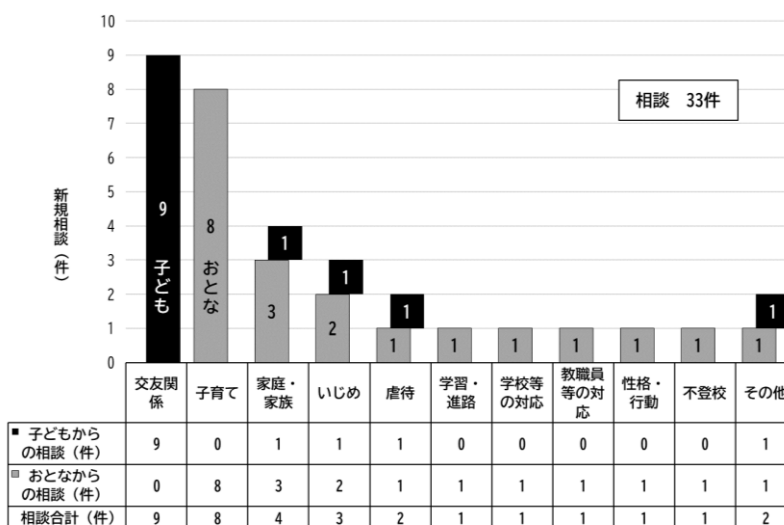


図5-2 小分類（新規相談件数）

オ 初回相談者の属性（新規相談件数）

子どもからの相談は13件で、全体の39%でした。そのうち、子ども「本人」からの相談が12件、「兄弟姉妹」からの相談が1件でした。おとなからの相談は20件で、全体の61%でした。そのうち、最も多かったのは「母親」からの相談で10件でした（図6）。

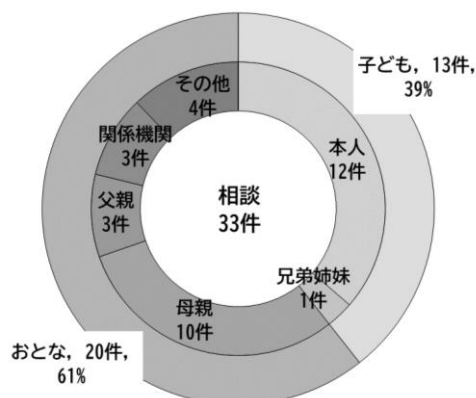


図6 初回相談者の属性(新規相談件数)

カ 初回相談者（子ども）の性別及び所属（新規相談件数）

初回相談者である子どもを、性別にみると、女性からの相談が10件（77%）と大部分でした（図7-1）。また、所属別にみると、「小学校1～3年生」が6件と最も多く、次いで、「小学校4～6年生」が3件でした。小学生からの相談が10件（77%）と大部分を占めました（図7-2）。

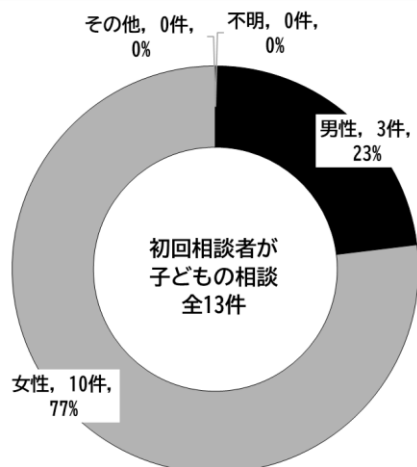


図7-1 初回相談者（子ども）の性別（新規相談件数）

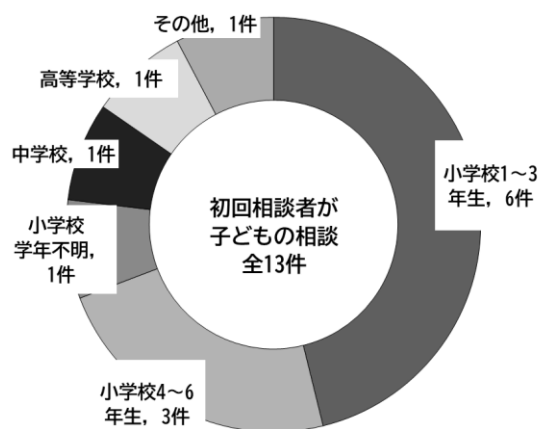


図7-2 初回相談者（子ども）の所属（新規相談件数）

キ 対象者の性別・所属（新規相談件数）

相談の対象者（相談の中で権利侵害を疑われる子どものこと）を性別にみると、女性（18件、55%）が半数以上でした（図8-1）。

また、対象者を所属別にみると、小学生（17件、52%）が最も多く、特に「小学校1～3年生」（10件、31%）が多いです（図8-2）。

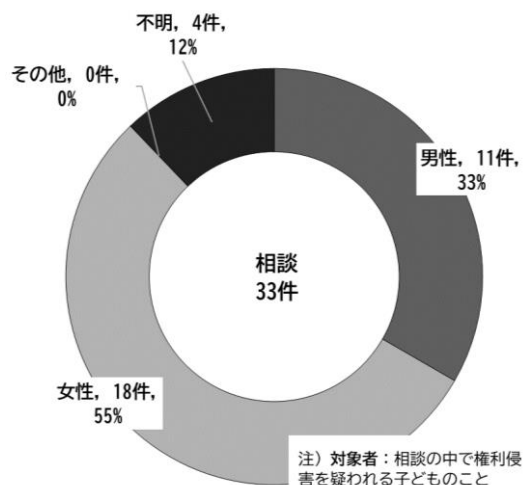


図8-1 対象者の性別（新規相談件数）

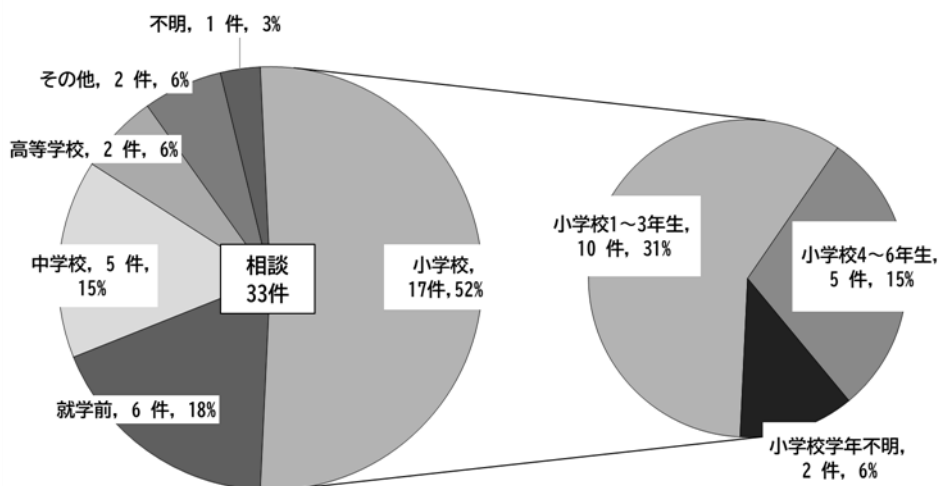


図8-2 対象者の所属（新規相談件数）

ク 相談経路（場所・媒体・方法）

(ア) どこで相談室を知ったか（場所）

最も多かったのが、ほっとルームが設置されている西東京市住吉会館（愛称：ルピナス）で知った相談者で、11件（34%）でした。「その他」には、子ども食堂・市のホームページ等が含まれています（図9-1）。

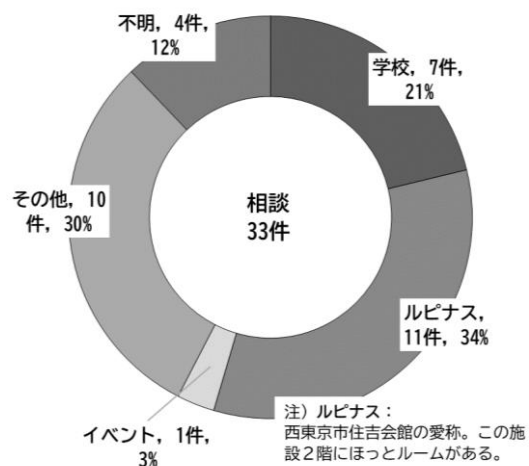


図9-1 どこで相談室を知ったか（場所）

(イ) 何によって相談室を知ったか (媒体)

複数回答を可として集計したところ友だちに教えてもらったという相談者が 22%と最も多く、次いで、機関紙やインターネットを通じて相談室を知った方も多くいました。「その他」には、イベントで知った方・相談室による調査を通じて知った方・研修で知った方等が含まれています (図 9-2)。

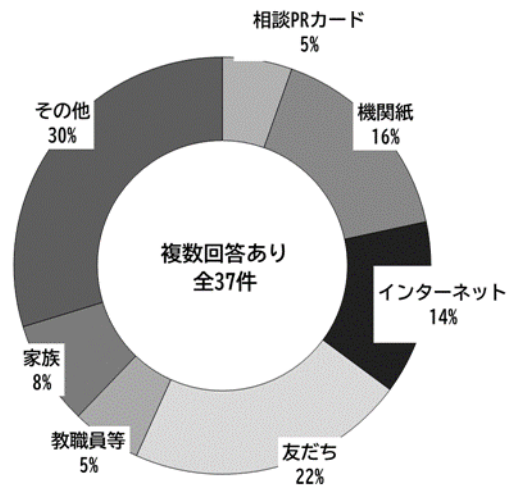


図 9-2 何によって相談室を知ったか (媒体)

(ウ) 初回相談に何を使ったか (方法)

子どもとおとなに分けて集計しました。子どもはおとなと比べて、初回相談に「電話」よりも「面談」を利用する割合が高かったです (図 9-3 及び 9-4)。

現在、より相談しやすい環境を整えるため、手紙やファックスでの相談受付も検討しています。

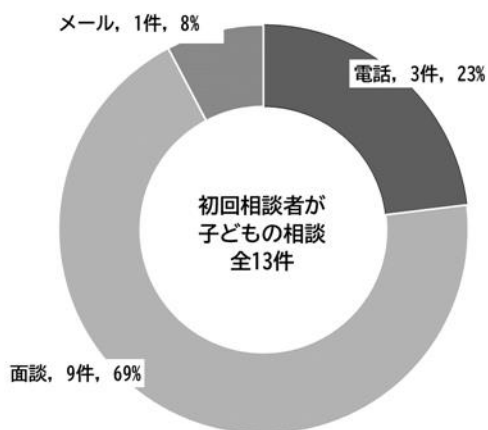


図 9-3 初回相談に何を使ったか (方法) -子ども

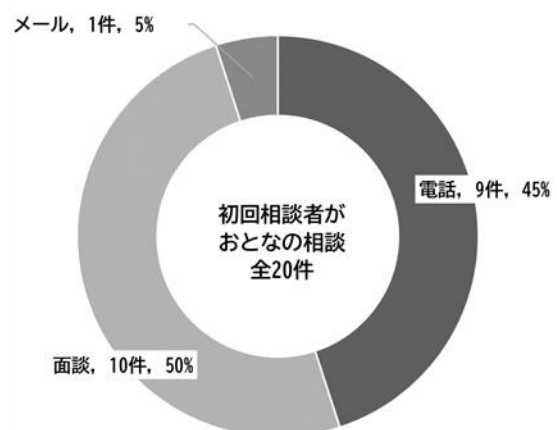


図 9-4 初回相談に何を使ったか (方法) -おとな

○ 申立て（1件）

申立て1件（詳細は、「第3 事例報告」をご覧ください。）についての対応回数は96回と、全体の33%を占めています（前出表1）。

このうち、面談による対応が30回で、その内訳は、相談・調査のための面談5回、情報収集・連絡調整のための面談25回です（図10）。

相談・調査のための面談（5回）には、相談者・申立人との面談のほか、児童青少年課からの聞き取り、子ども110番ピーポくんの家の協力員からの聞き取りが含まれます。

また、情報収集・連絡調整のための面談（25回）には、資料収集のための児童青少年課との調整や、アンケートの実施に伴う西東京市教育委員会や学校との調整、民生委員・児童委員の各地区定例会への出席、西東京市青少年育成会の連絡会への出席のほか、子どもの意見を聴くためのワークショップ開催に関する児童館との事前打合せ等が含まれています。

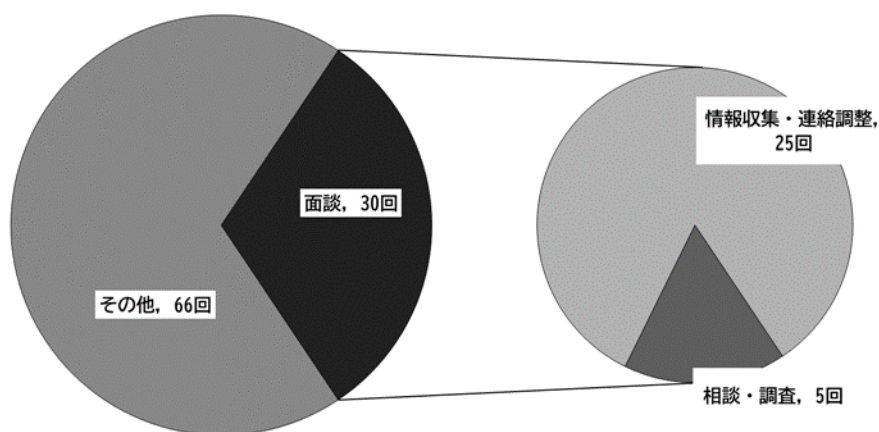


図10 調査活動の内訳（延べ対応回数）

(3) 講師派遣や関係機関との連携

○ 擁護委員

西東京子ども放課後カフェ訪問（やぎカフェ2回）、人権擁護委員と子どもの権利擁護委員の合同懇談会、副読本の活用について（田無小学校）

○ 子ども相談係

子ども相談係は、関係機関への周知活動だけでなく、子ども条例の精神を市の政策等に反映させるための活動にも力を入れました。

特に、「保育の質のガイドライン」検討委員会には正式メンバーとして参加しました。令和2（2020）年3月に策定された「保育の質のガイドライン」では、「西東京市が目指す保育」として「子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を守ります。」を掲げて、子どもの成長に合わせた「子どもの視点から」という項目を設けています。

関係機関の会議——西東京子ども放課後カフェ 2019 年度第2回連絡会、校長会議（2回）、西東京市私立幼稚園連絡協議会園長会（2回）

研修等講師——社会福祉協議会理事会、西東京市保育園基幹型ブロック会議、社会教育課研修会、おうちサロンひなた研修会、連合三多摩研修会、子どもの権利条約関西ネットワーク、全国自治体シンポジウム 2019 立川第6分科会「子ども条例」

その他——西東京市子ども文化芸術フェア 2019 あっとアート体験、保育課と「保育の質のガイドライン」についての打合せ（4回）、総合教育会議（2回）、「保育の質のガイドライン」検討委員会（11回）、住吉小学校街探検対応、副読本の活用について（保谷小学校）、広報冊子周知活用について（田無第二中学校）、西東京子ども放課後カフェ訪問（やぎカフェ2回）

(4) 視察・研修

○ 擁護委員

視 察——川西市視察研修

○ 子ども相談係

視 察——川西市視察研修

視察受け入れ——ふじみ野市、三原市市議会厚生文教委員会、生活者ネットワーク、小平市厚生委員会、共産党都議会議員

○ 専門員

視 察——川西市視察研修

研 修——【市外研修】令和元年度区市町村児童相談業務研修、国立市出張相談研修、国立市啓発活動研修、「世界中の子どもたちの人権が守られるために—国連子どもの権利委員会の活動と挑戦—」、国連「子どもの権利条約」批准 25 年記念シンポジウム、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム

2019 立川の開催に伴う「子どもの相談・救済に関する関係者会議」、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム
2019 立川第3分科会「子どもの居場所」、国立市子どもの人権オンブズマンスーパーバイズ研修

【市内研修】西東京市民生委員児童委員新任研修会、西東京子ども放課後カフェスタッフ研修、児童館・放課後学童クラブ研修、「あなたにも守れるいのちがある！」ゲートキーパー研修、子ども条例市民講座「みんなで考える『子どもの権利』」、令和元年度要保護児童対策地域協議会テーマ別研修「子どもの依存について～ネット、ゲーム、リストカット、拒食等、子どもの依存の理解と対応について～」
「事例を通して学ぶ～虐待(非行)行為で家庭裁判所が関わるケースについて」、パリテまつり講座『きのう何食べた』的生活@西東京～ボクとカレとお父さんの暮らし～LGBT(性的マイノリティ)について考える、パリテまつり講座「障がい者とそれを支えるひとたち」、協働研修「事例とワークショップから学ぶ協働型行政の課題と解決」

【内部研修】擁護委員による研修(6回)

第3 事例報告

1 相談の事例

2 申立ての事例



写真は、ルピナスまつりで行った相談体験の様子です。

第3 事例報告

1 相談の事例

「子どもの最善の利益」の視点から、令和元（2019）年に対応した事例を整理し、紹介します。

プライバシー保護のため、複数の事例を組み合わせ、内容を一部変更して作成した架空の事例です。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和2（2020）年3月は休校になったため、調整活動を途中で終了せざるを得なかった事例も含まれています。

事例1 子どもの「一緒に遊びたい」という気持ちを応援したケース	
相談者：父 分類：交友関係 方法：面談 対象者 所属：小学校5年生 性別：男性 登場人物 A：相談者の子 B } C } Aの幼なじみ D } E：小4で転入 Bが最初に 仲良くなった	【初回相談内容】 小学校5年生のAくんは、放課後に児童館で友達と遊ぶことを楽しみにしていました。仲間であるBくん、Cくん、Dくんは保育園からの幼なじみです。学年が上がるにつれてそれぞれが塾や習い事で忙しくなり、児童館で遊べる日が少なくなりましたが、時々はみんなで思いきり身体を動かして遊び、「また遊ぼうな！」と約束する楽しい日々でした。 Eくんは最近Bくんが仲良くなった友だちです。4年生の時に転校してきました。Eくんは行動的な子どもでいつも遊びの中心、みんなはEくんと一緒に遊ぶことが増えていきました。AくんはEくんとはあまり気が合わないのですが、みんなと一緒に遊びたくて「ボクもやりたい」と言ったり、「一緒に遊ぼう」と誘ったりしていましたが、何となく仲間外れにされているように感じ、寂しい思いをしていました。学校ではみんなクラスがバラバラなので気にならないのですが、児童館ではEくんを中心とした遊びのグループができていて、入りづらさを感じたAくんは、だんだん児童館に行けなくなっていきました。 そんなAくんの様子を心配したお父さんが西東京市子ども相談室（以下「ほっとルーム」といいます。）に相談に来ました。

【対応の方針】

- 子ども自身の解決できる力を引き出せるように寄り添う。
- 子どもの権利擁護相談・調査専門員（以下「専門員」といいます。）は、子どもとの信頼関係を築き、自分の思いを気兼ねなく話せるように、定期的なコミュニケーションをとる。
- 子ども自身の気づきを引き出し、成長を見守る。

【相談の経過】

西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）と専門員は、お父さんにAくんと話したいと伝え、数日後、お父さんとAくんが来室しました。Aくんに気持ちを聞くと「前みたいにみんなで一緒に遊びたい」と答えました。しかし、「一緒に遊ぼうと言っても、うまく仲間に入れないんだ」と元気のない様子でした。

専門員はAくんと面談を重ね、トランプやボードゲームを一緒に楽しみながら、Aくんにとって、自分の気持ちを話せる居場所と感じてもらえるような雰囲気を作りました。遊びながらAくんは「この前、最初はBとCと自分でフリースローをしていたのに、あとから来たEがカードゲームをやろうと言って、みんながそっちに行ってしまった」等と話すようになってきました。専門員はAくんの気持ちに寄り添い、よく話を聞くことに徹しました。そのうちにAくんが「今日はEも一緒にみんなで遊べて楽しかった」「みんな、別にボクを仲間外れにしようとしてるんじゃないかもしれない」と話すことができました。専門員は、Aくんが気づいたEくんのいいところや、一緒に遊べた時に何が楽しかったか等について話を聞いていきました。Aくんは「あんまりいろいろ考えすぎちゃうとうまく遊べなくなるのかも」「別に、前と同じように遊ぶんじゃないかも、楽しければいいや」「自分もEを遠ざけていたのかもしれない」と考えるようになりました。専門員はAくんのEくんに対する見方や、仲間外れにされているという考えが変化してきたことをAくんと共有しました。それはAくん自身の中から出てきたAくんの力だと伝えました。

しばらくして専門員がAくんのお父さんに最近の様子を聞くと、また児童館で楽しく遊べるようになってきたとのことでした。時々「今日はあんまり楽しなかった」と言うこともあるようですが、「うろうろしてたら、児童館におもしろいマンガがあったんだ。早く続きを読みたいな」とも言っていたそうです。

Aくんと面談のペースを少しゆるめながら、成長を見守っていきたいと考えています。

事例2 子どもが教室で安心して過ごせるように調整したケース	
<p>相談者：母 分類：教職員等の対応 方法：面談 対象者 所属：小学校1年生 性別：女性 登場人物 F：相談者の子 G：いつも怒られているらしい H } 母同士が知 I } り合い ※4人は同じクラス</p>	<p>【初回相談内容】</p> <p>小学校1年生のFさんのお母さんからの相談でした。Fさんのクラスの担任はいつも不機嫌そうで、子どもたちへの言葉もきつく、子どもが先生に質問しても無視をしたり、質問したこと自体を叱ったりすることが多いようで、心配しているとのことでした。</p> <p>Fさんは家で「今日、先生が怒っていて、算数の時間がなくなっちゃったから、宿題がいっぱいあるんだ」「今日もGくんが怒られて泣いちゃったんだ。Gくんはいつも先生に怒られて泣いてるんだよ」等と話しています。</p> <p>お母さんが最近顔見知りになった同じクラスのHさんとIくんのお母さんに様子を聞いてみたところ、Hさんは「自分がやったんじゃないのに、先生が話を聞いてくれなくて怒られた」と泣きながら帰ってきたことがあったそうです。Iくんのお母さんはあまり気にしていない様子ですが、「わからないことは、自分で考えて、先生には質問しちゃいけないんだよ」と話しているとのことでした。また、HさんもIくんも家で「Gくんがいつも怒られて泣いている」と話していることがわかりました。</p> <p>Fさんのお母さんは、担任の対応や態度を変えてほしいと願いつつも、自分がほっとルームに相談していることを学校に秘密にしてほしいと強く希望していました。</p>

【対応の方針】

- 子どもの心理的負担にならないよう配慮して対応する。
- 学校には秘密にしておいてほしい、という母の意向を大切にします。

【相談の経過】

お母さんは、Fさんに学校の様子を詳しく聞いたりすると、Fさんが教室で「お母さんが、先生がいつも怒ってばかりいるって言った」「相談室の人に先生のことを聞かれたよ」等と言ってしまう可能性があるため、Fさんが自然に語ることを以上の情報を聞き出すことは避けたいとも話していました。また、お母さんは自分が相談したことで、Fさんが担任からきつくあたられることが心配だと、繰り返し話していました。そこで、擁護委員は、個人が特定されないよ

うに注意するということをお母さんに約束し、学校に出向くことにしました。

擁護委員は校長に相談内容を説明しました。その際、相談者は自分が相談したことで、担任が我が子にきつくあたるようになるのではないかと心配している、それは担任や学校を信頼できなくなっていることの表れであることを伝え、Fさんの特定につながらないように配慮しました。後日、校長に状況を確認したところ、担任は管理職との面談で「初めて1年生を担当したため戸惑うことが多く、余裕がなくなることがあり、自分でも悩んでいる」と話したそうです。学校では管理職や学年主任がこの担任を積極的にサポートしたり、声をかけたりすることとし、同時に、先生に注意されることが多いGくんの様子も注意深く見守っていることがわかりました。

しばらくして相談者にも近況を聞いたところ、以前のような話がまったくないわけではないものの、最近Fさんが家で語る教室の様子は楽しそうであるとのことでした。擁護委員が再度学校に出向くことも可能であると伝え、相談を終えました。

事例3 自分の力で、自分の人生を漕ぎ出す勇気を支援したケース	
相談者：本人 分類：家庭・家族 方法：面談 所属：高校1年生 性別：女性	【初回相談内容】 Jさんは、「自分はなんか人と違うような気がする」「自分のことがよくわからないみたいだ……」と来談しました。Jさんは、学校にいるときのキャラクター（以下「キャラ」といいます。）が本当の自分なのかと問われると「よくわからない」と言いました。 「学校には建前があり、仲良くしなければならなし、集団から外れないように気をつけてがんばっている。仮面をかぶっている。そこから外れるといじめやインターネットでたたかれるのではないかという恐怖心をもっている」との報告（「若者施策の評価検証と体系化について～区民の参加と協働を目指して～報告書」平成31（2019）年3月世田谷区子ども・青少年協議会より）もあります。そのようなことを頭の隅に置きながら話を聴いていきました。 自分の言いたいことを言ってもいいのだという「意見表明」の土壤が危うくなっていることを感じました。

【対応の方針】

- Jさんの話を傾聴し、Jさんの気持ちを尊重する。
- 安心感を持って生活できるように、面接を重ね、Jさんが、自分と向き合える土壌を作る。
- Jさんの悩みを一緒に考える中で、Jさんの自己理解に寄り添い、成長を見守る。

【相談の経過】

Jさんは、「学校でよくいじられている子がいる。その子はたぶんいやがっていると思うけれど、みんなは平気でからかう」「みんなと違って自分はへんなのかと思う」と話しました。Jさんは、自分がない感じで不安になっています。漠然とした不安は、言葉で表現するのは難しく、ゆっくりと丁寧に聴いていく必要があります。「Jさんはどんな気持ちなんですか？」と聞くと、「なんかいやです」と答えました。自分の気持ちは大切にしたいこと、自分の気持ちにちゃんと気づいているから、その上で自分の行動を決めれば良いと、何が正しいかではなく、Jさんの気持ちに寄り添い、意見を尊重していきました。

「私は別にへんではないんですね。これでいいんですね」といくつかのエピソードを話すうちに自分自身を認められるようになってきました。

子どもたちが置かれている環境の中で、こうした自分の感情をそのまま認めてくれる経験が少ないこともわかってきました。

何度か面接を重ねていく中で、最初は、学校の話で終始していましたが、次第に家族の話をするようになりました。

「ママはいつも忙しくしていて、パパとけんかしている。でも私には何もできない。お金がないって言われているのに、塾に行かせてもらっている。悪いなあとと思うけれど校則でまだアルバイトもできないし。それなのに学校でぼーっとしてしまって先生の言うことを聞き逃したりして自分でもびっくりすることがあるんです」。

Jさんは、母親に頼ることができずに気をつけて生活していることがうかがえました。

Jさんに、「お母さんと3人で話しますか？」と提案しましたが、Jさんは望みませんでした。Jさんは、自分自身にできることと、自分にはできないからサポートしてもらいたいことを、一緒に考えながら見極めていくことを求めていることがわかりました。

Jさんは、自身の感性を認め、自信を持って親離れをしようとしていました。そんなJさんの成長を、程よい距離を持って見守ることが、私たちにできることであろうと思い、何かあればまたいつでも来てくれるよう話して終結としました。

【成長する権利を守って】

思春期は自分の内面と向き合い、自己のアイデンティティを確立する時期とされていますが、その成長を剥奪されるような事態が起こっていることが想定されました。現代は、アイデンティティを確立することは至難の業となっています。一つには、SNSが日常的となり、一見多くの他者と接しているように見えて、その内実は、相手の望む反応をする自分をいくつものキャラとして立て、使い分けているため、自分の存在が定位しにくくなっています。また常にスマートフォンやインターネットの「今ここ」ではない世界に没入していれば、体はここにあらうとも、自分はどこにいるのかよくわからない状況が生まれます。

学校では、自分のキャラがあり、どういう振る舞いをして、仲間内のコミュニケーションでは、どのような役割をする人かがほぼ決まっています。そのキャラから外れた言動は慎まなければなりません。

以前の「人間関係」といえば、悩みを話す、自分の心の内を話すことで深まり、小さなけんかや葛藤を繰り返しながら仲良くなるものと考えられていました。しかし、今や、多くの子どもたちは、人を傷つけてはいけないと、自分の発する言葉にとっても気をつけています。学校では仮面をかぶっていると話す子どもが多くいます。

事例3では、「何がそのようにさせているのか、その構造はなんなのか？」に想いめぐらせながら話を聴いていきました。自分の言いたいことを言ってもいいのだという「意見表明」の土壌が危うくなっていることを感じました。

これは、事例3に限った、個人的な問題ではなく、子どもたちやおとなに子どもの権利学習が足りていないことが問題であることを私たちに教えてくれているのではないかと思います。

一人ひとりが自分の権利を知ることは、自己の確立、自己肯定感の育ちを促す大きな要因となります。

内閣府が行っている「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成30（2018）年度）によれば、13歳から29歳までの若者を対象に7か国を比較したところ、世界的に見て日本の子どもたちは自己肯定感がとても低い結果となっています。自分自身に満足している子は10%しかいません。

自分の意見や感情を自由に表出できないでいると、自分がよくわからなくなり、自信がなくなってきました。

【話を聴くということ】

人は、自分の気持ちが尊重され、認められると、大切に育てられた植物がおのずと花を咲かせるように自らの独自の花を咲かせます。何が正しいか、どのような態度を取るべきかを自ら判断することができるようになります。

事例3では、安心感を持って生活できるように、気持ちに寄り添っていきました。

子どもは想像以上におとなに気がつかっています。期待に沿えない自分を責め、それが自分で抱えきれないくらい大きくなると、親に当たったり、暴言を吐いたりすることもあります。親子の認識のずれが起こります。これは大きすぎなければ、親離れ・子離れにとって、むしろ当たり前の好ましい現象ともいえます。また、子どもの話の中には、自分の意見なのか、親の想いをただ代弁してしまっているのか、本人でもわからずに話していることも多々あります。

親は、余裕のなさから心ない言葉を投げかけてしまったりすることもあるでしょう。親子だからこそ、つい言ってしまったり、親も子どもに甘えてしまっている部分もあります。そうすると、子どもがおとなにならざるを得なくて、ほんとはもっと甘えたいのに、それもできない状態である場合も多いことを理解して、話を聴く姿勢が大切です。

【調整活動にむけて】

「調整活動」とは、「子どもと保護者、子どもと教職員、保護者と教職員など子どもをめぐる人間関係において意思疎通がうまくいかない場合に、オンブズパーソンが両者の間に立ってお互いの気持ちの橋渡しをすること」（川西市子どもの人権オンブズパーソン「20周年記念誌&子どもオンブズ・レポート（平成30（2018）年）」より）です。

子どもの安心の回復のために、直接の対話の機会を可能な限り設け、双方がお互いの考えや想いを聴き合うことにより、相互理解を促し、問題の打開を図っていくことになります。

親子関係も変化してきています。友達親子と言われますが、内実は表面上の関係をよくするために子どもが親に気がつかって本音を話せない、親子の心理的距離が近すぎており、親子対話は、表面的な会話（これももちろん必要ですが）か、親のこうあってほしいという結論ありきの会話であり、説得、べき論や正論を一方向的に話すことが多くなります。

それは「対話」とは言えません。結論ありきではなく、子どもたちが、そして親が「今、ここで」どういう気持ちでいるかを自由に話すことが「対話」です。

「対話」をすることによって、お互いが問題を解消することが可能になり、中立的な第三者を交えることで、より可能になります。

ただ、こうしたアプローチは、自分で何とかしようとしている子どもや保護者の力を奪い、無用の依存を高めることもあるので、家族の持つ力を的確に判断することが必要です。「自分自身にできることと、自分にはできないからサポートしてもらいたいことを、一緒に考えながら見極めていくこと」が大切です。

【まとめ】

Jさんは、私たちに多くのことを教えてくれました。いつの時代でも、10代の若者たちは悩みながら成長していきます。本質的な変わらないところもあり

ますが、私たちが、現代の若者たちが置かれている時代背景に敏感でなければならぬこと、子ども・若者たちが、常に今より、より良くなりたくと切に願っていること、子ども・若者たちの声に耳を傾け、聴くことの大切さです。

私たちは、子どもたちが「なんかへんだ」「なんかうまくいかない」といった言葉にできないSOSを受けとめ、子どもたちの本音と「最善の利益を守る」ことの融合を模索し、子どものための子ども相談室でありたいと思います。

そして、事例3のような現代の子どもたちの「言いたいことが言えない」、「自分がわからなくなる」、「子どもらしく生き生きと過ごせない」といった（もちろん全ての子どもがというわけではありませんが）声を受けとめ、子ども・若者を育成の「対象」ではなく、「社会を構成する重要な主体」（「子ども・若者育成支援推進法」（平成21（2009）年法律第71号）に基づいた「子ども・若者ビジョン」）として、一人ひとりの権利を守ること、広く権利学習を行っていくことが必要であると思います。



「市民まつり」では、子どもの声がたくさん集まりました。

☆中休み・昼休み（時間）をふやしてほしい！
☆静かな所でじゅぎょうをうけたい。

☆ながいすべりだいのこうえんがほしいです。
☆かぶと虫をほごできるばしょがほしい。
☆町がきれいになってほしい！



地域の高校生ボランティアが手伝ってくれました。

「子どもの声」QRコードはこちらです。



- ☆ 自分たちとは違う年の子や、違う視点の意見を見ることができ、面白かった。
- ☆ 沢山の子どもと触れ合うことができた。子供達のなりたいものなど沢山のことを知ることのできる貴重な体験だったのでまたやってみたい。

地域の高校生ボランティアの感想です。

2 申立ての事例

ここでは、子ども 110 番ピーポくんの家（以下「ピーポくんの家」といいます。）の成り立ちやしきみ、関係者や利用者の意識について、現在調査している事例を紹介します。

（1）調査に至る経緯

小学生 2 人が、ピーポくんの家に、「ここは来ていいところでしょ」として訪ねてきた事例がありました。聞くと、「学校に行きたくない。学校や親には言わないでほしい。ここに置いてほしい」というもので、ピーポくんの家の協力員はその対応にたいへん困られたとのことでした。協力員は、子どもの思いに添いながらも、学校や保護者が、子どもの安否を確認できないという事態を避けるべく、心をくだいて対応されましたが、その対応がよかったのかについて悩んでおられました。

ピーポくんの家は、地域の協力を得て、身の危険や不安を感じた子どもが避難できる場所を作ることを目的としています。しかし、子どもは、必ずしもそのように捉えていないことがうかがわれ、そこから、協力員の方のこうした戸惑いが生じたものと思われまます。

ピーポくんの家は、地域の人々の思いを受けて長く続いてきたもので、これを担っている方々は子どものためになるように努力されています。しかし、「おとなが考えるピーポくんの家」と「子どもが考えるピーポくんの家」に気づかぬ「違い」があるとき、子どもが利用を控えたり、利用できないことがあったりして、その結果、子どもに思わぬ事態が生じることもありえます。

こうしたことを踏まえて、このような「違い」を詳しく調べ、子どもの権利のよりよい保障の観点から、今あるピーポくんの家のよさを生かしつつ、これがよりよいしくみになるよう提案ができるよう調査を始めることとしました。

（2）調査の方針

調査は、上記のような「違い」がどのようなものかを調べることに焦点を当てることとしました。そのために必要な調査は次のとおりです。

ア 「ピーポくんの家」の成り立ち

ピーポくんの家が、もともとどのようなものとしてできたのかを、市役所にある資料を基に調べます。

イ 「ピーポくんの家」がどのように運営されているか

現在、どのようなものとして運営されているかを調べます。その際、ピーポくんの家のしくみが、これを依頼する人（運営主体）、やってくれる人（協力員）、これを子どもたちに伝える学校が、それぞれ、ピーポくんの家をどのようなものとして伝えているのか、どのようなものとして伝えられているのか、子どもたちにどのように説明しているのかを調査票を使って調べます。

ウ 「ピーポくんの家」を子どもたちがどのように考えているか

ピーポくんの家を子どもたちがどのように捉えているかを把握するために、具体的な事例を設定して、ワークショップ形式で、子どもたちのピーポくんの家の利用意識を調べます。

(3) 「ピーポくんの家」についての意識調査

意識調査は、(2)のイ・ウによります。(2)のイの調査票の調査は、以下のとおり実施しました。(2)のウについては、新型コロナウイルス感染症の影響で延期になってしまいました。今後、子どもたちの声の聞取りを踏まえて、調査結果を報告する予定です。

ア 本件活動担当者へのアンケートの実施

(ア) 実施日程・方法

令和元(2019)年12月18日に、西東京市立小学校・中学校のPTA・保護者の会や校外委員会等のピーポくんの家担当者に、児童青少年課の管理しているメーリングリストを通じて電子メールにてアンケートを依頼しました(52人中メールアドレスが登録されている47人)。回答方法は二通りです。ひとつは、メールに添付したワード形式のアンケート用紙に回答を書き込んでメールで返信する方法です。もうひとつは、ウェブアンケートに入力して回答する方法です。回答期限は、12月26日としましたが、その後、回収率向上のため令和2(2020)年1月10日へと延長しました。

西東京市青少年育成会のピーポくんの家担当者(19人)に対しては、令和2(2020)年2月3日に各育成会の代表者を通じてアンケートを依頼しました。回答期限は2月23日としました。

(イ) 対象数・回答数・回収率

アンケート対象数は66人です。そのうち、回答数は26件で、回収率は39%でした。

イ 小学校へのアンケートの実施

(ア) 実施日程・方法

令和2(2020)年1月22日に、西東京市立小学校全18校に校長会を通じてアンケートを依頼しました。各校の副校長又はピーポくんの家を担当している先生に回答してもらいました。回答は市内交換便、メールまたはファックスにより回収することとし、2月7日を回答締め切りとしました。

(イ) 対象数・回答数・回収率

アンケートの対象数は西東京市立小学校全18校です。そのうち、回答数は18件で、回収率は100%でした。

ウ 本件活動協力員へのアンケートの実施

(ア) 実施日程・方法

令和元（2019）年12月23日に、協力員（総数1,396人から無作為に抽出した700人を対象）にアンケートを実施することとしました。配布に際して、各地区定例会を通じて民生委員・児童委員にアンケート配布の協力をお願いしました。回答期限は令和2（2020）年1月23日としました。

(イ) 対象数・回答数・回収率

アンケート対象数は700人です。そのうち、回答数は367件で、回収率は52%でした。

きてね♪

「子ども110番ピーポくんの家」子ども会議！

内容	ピーポくんの家って知ってる？ どんな場所だろう？ どんな時に行っていいのかな？ 参加者には、ほっとルームからプレゼントがあるよ。プレゼント2倍チャレンジもあります！
対象	小学校1年生から6年生のみなさん
日時	2月27日（木）午後3時30分から午後4時10分まで：ひばりが丘北児童センター 3月11日（水）午後3時から午後3時40分まで：田無柳沢児童センター お問い合わせや参加ご希望の方は、ひばりが丘北児童センター（042-423-4686）、 田無柳沢児童センター（042-464-3844）または子ども相談係 （直通：042-439-6645）までご連絡ください。



機関紙で告知しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期になってしまいました。

一年を振り返って

権利擁護委員の一年間を振り返って

子どもの権利擁護委員（CPT） 井利 由利



臨床心理士として28年間、ひきこもりや生きづらさで悩む方々のカウンセリングやその保護者の方のカウンセリング、居場所支援などを行ってきました。生きづらさを抱える若者たちが発する様々な社会に対する思い、権利を侵害されてきたことを聞いてきました。心の健康は環境と密接な関係にあります。その方の内面にあるポテンシャルを引き出すことだけではなく、その人の置かれている社会的環境に対して一緒に調べ、意見を伝えていくことが必要であると痛感してきました。

この一年、様々な相談に触れ、多くの方が、今まで、もやもやしていたけれど言えなかったことや、これ言って大丈夫かな？ と不安に思いながらも勇気を出して連絡をくださったこと、子どもたちの環境をよくしていこうとしていること、そして子どもの権利を守ろうと協力してくれる人が地域にたくさんいることを、大変うれしく思いました。地域の子どもたちにCPTを知ってもらうために子どもたちと会えたことも大きな喜びでした。意見を言っていんだよ！ あなたたちにとって最善の利益が守られるよ！ と伝えた時の中学生の真剣なまなざしを忘れません。

西東京市らしい子ども相談室を目指して

子どもの権利擁護委員（CPT） 谷川由起子



私は平成21（2009）年から西東京市子ども福祉審議会（平成25（2013）年から「子ども子育て審議会」）に関わり、西東京市は市民活動が盛んで、多くの市民がものごとを「我が事」として考えている素敵な自治体だと思っていました。そんな西東京市で子ども条例が施行され、その条例に基づいて設置される子どもの権利擁護委員を自分が担うことができたことはとてもうれしく、やりがいを感じています。

私は、西東京市子ども条例前文の二つめ「わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていけます。」という一文が好きです。「やり直せること」は子どものみならず、全ての人にとって大切なことです。「もうやり直せない、これで終わりだ」という考えは、狭く誤った選択肢で頭と心が占領された状態に追い込みます。西東京市で育ち学ぶ子どもたち全てに、しっかりと伝わってほしい一文だと思います。

条例に基づく子ども相談室や権利擁護委員は、全国にたくさん先輩がいます。先輩からたくさん学び、それをもとに、西東京市らしい子ども相談室を作っていけたらいいと思います。子どもたちに「西東京市らしさ」を覚えてもらいながら、市民のみなさんと一緒に考えていきたいです。

参考資料

西東京市子ども条例

西東京市子ども条例施行規則

西東京市子ども条例

平成30年9月19日条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援（第5条—第7条）

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進（第8条—第14条）

第4章 子どもの相談・救済（第15条—第23条）

第5章 子ども施策の推進と検証（第24条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていけます。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしていけます。

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にすまことにしていけます。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、

そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子どもと向き合って意見を聴きます。

地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していきます。

市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援をすすめます。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市（以下「市」といいます。）全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。

（1）子ども 市内に在住、在勤、在学

その他市内で活動する18歳未満の全ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含みます。

(2) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいいます。

(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。

(4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

(市等の役割)

第3条 市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければなりません。

2 保護者は、子育てについて、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。）に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとしします。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努めるものとしします。

4 市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとしします。

5 事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとしします。

(連携)

第4条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援するものとしします。

2 市は、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援するものとしします。

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援

(保護者と家庭への支援)

第5条 保護者は、家庭において安心して子育てができるよう、及び子どもの健やかな育ちのために市等から必要な支援を受けることができます。

2 市は、子どもが健やかに養育されるように、保護者が第3条第2項に規定する役割を認識し、安心して子育てに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、協力して、支援に努めなければなりません。

(育ち学ぶ施設とその職員への支援)

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちに取り組むために必要な支援を受けることができます。

2 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもの健やかな育ちに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければな

りません。

- 3 保護者及び市民は、育ち学ぶ施設の関係者が第3条第3項に規定する役割を果たすことができるよう対等な立場で協力するよう努めなければなりません。

(地域と市民への支援)

第7条 市民は、地域において子どもが健やかに育つよう必要な支援を受けることができます。

- 2 市、市民及び事業者は、第3条第1項、第4項及び第5項に規定する役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めなければなりません。

- 3 市は、市民が行う子どもの健やかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めなければなりません。

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

(虐待の防止)

第8条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見に取り組むものとします。

- 3 育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市その他関係機関に通報しなければなりません。

- 4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利侵害への対応)

第9条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもがいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防及び早期発見に取り組むものとします。

- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

- 4 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害に関わった子ども等が再びいじめその他の権利侵害に関わらないよう取り組むものとします。

(子どもの貧困の防止)

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者等と連携・協働して、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つために、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めなければなりません。

(健康と環境)

第11条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進を図るよう努めなければなりません。

- 2 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めなければなりません。

(子どもの居場所)

第12条 市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、及び活動するために必要な居場所作りの推進に努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの居場所作りについて、子どもが考え及び意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(子どもの意見表明や参加)

第13条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自らの考えや意見を表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めなければなりません。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの考え及び意見を尊重し、主体的な活動を支援するよう努めるものとします。

3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び参加を促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得ることができるよう努めるものとします。

(子どもの権利の普及)

第14条 市は、この条例及び条約に規定する子どもの権利について、子どもその他の市民が学び、理解し、子ども自身が身に付けることができるよう普及に努めなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、理解し、身に付け、さらに自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めるものとします。

3 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者その他の子どもの育ちに関わる者が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めなければなりません。

第4章 子どもの相談・救済
(子どもの権利擁護委員の設置)

第15条 子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

(定数と委嘱の基準)

第16条 擁護委員の定数は、3人以内とします。

2 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

(任期)

第17条 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。

(相談・調査に関する専門員の設置)

第18条 市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員を置きます。

(擁護委員の職務)

第19条 擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。

(6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

と。

- 2 擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(要請や意見表明の尊重)

第20条 市は、擁護委員からの要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるものとします。

- 2 市以外の者は、要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるものとします。

(擁護委員の独立性の確保と活動への協力)

第21条 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。
- 3 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが擁護委員への相談等を活用しやすい環境を整えるよう努めるものとします。

(見守り等の支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請等を行った後も、必要に応じて関係機関等と協力しながら、子どもの見守り等の支援を行うことができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年度、その活動の内容を市長に報告します。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表します。

第5章 子ども施策の推進と検証
(推進計画)

第24条 市は、条例に基づいて子どもに関わる施策を進めていくための基本と

なる計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。この場合において、既存の計画であって、推進計画となりえるものがある場合は、これを推進計画に位置付けることができます。

- 2 市は、推進計画を策定する場合には、子どもその他の市民の意見を反映させるよう努めなければなりません。

- 3 市は、推進計画を策定した場合には、速やかにこれを公表し、普及に努めなければなりません。

(推進体制)

第25条 市は、子どもに関わる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置します。

- 2 子ども施策推進本部は、子どもに関わる施策について対応すべき事項の方向性を決定し、及び調整を図ります。

- 3 市は、特に市民と連携・協働して、子どもに関わる施策を効果的に推進するものとします。

(検証)

第26条 市は、子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について検証する制度を作り、検証するものとします。この場合において、必要に応じて子どもその他の市民から意見を求めるものとします。

- 2 市は、前項の検証の結果について報告を受けたときは、その内容を尊重し、必要な措置をとるものとします。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から

施行します。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行します。(平成31年1月規則第2号で、同31年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 市は、前項ただし書の規則で定める日前においても、擁護委員等の設置に係る事務に関し必要な準備行為を行うことができます。



西東京市子ども条例施行規則

平成30年9月20日規則第28号

改正

平成31年3月29日規則第25号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 西東京市子どもの権利擁護委員（第4条—第15条）
- 第3章 西東京市子ども相談室（第16条・第17条）
- 第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、西東京市子ども条例（平成30年西東京市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例が適用される子どもの範囲）

第3条 条例第2条第1号ただし書に規定するこれらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者とは、18歳又は19歳の者であつて、次に掲げる者とする。

- （1）18歳未満の者が通学することができる学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校（以下「学校等」という。）に通学する市内在住の者
- （2）市内の学校等に通学する市外在住の者
- （3）市外の学校等に通学し、かつ、

市内に存する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童厚生施設を利用する者

（4）市内に存する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）に入所している者

（5）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第2章 西東京市子どもの権利擁護委員

（兼職の禁止）

第4条 条例第15条に規定する西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 擁護委員は、前項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

（相談及び救済の申立て）

第5条 何人も、擁護委員に対し、市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する子どもの権利侵害について、文書又は口頭により相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 申立ての受付は、擁護委員又は条例第18条に規定する相談・調査に関する専門員（以下「相談・調査専門員」という。）が行うものとする。

（申立書等）

第6条 申立ては、擁護委員又は相談・調査専門員に申立書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員又は相談・調査専門員がや

むを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、擁護委員又は相談・調査専門員は、当該申立ての内容を口頭申立記録書（様式第2号）に記録するものとする。

（調査等）

第7条 擁護委員は、申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第19条第1項第2号に規定する調査をするものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容に虚偽がある場合
- (2) 具体的な権利の侵害が含まれない場合
- (3) 擁護委員及び相談・調査専門員の行為に係るものである場合
- (4) その他調査をすることが必要でない又は適当でないと擁護委員が認める場合

- 2 擁護委員は、前項ただし書の規定により調査をしない場合は、調査対象外通知書（様式第3号）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の同意）

第8条 擁護委員は、前条第1項の調査をする場合において、当該調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによる調査でないときは、同意書（様式第4号）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者から調査に係る同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状

況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

（調査の実施）

第9条 擁護委員は、必要と認めるときは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者等（以下これらを「関係機関等」という。）に調査実施通知書（様式第5号）により通知した上で、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明若しくは文書の提出を求めることができるものとする。ただし、市及び市立の育ち学ぶ施設以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

（調査の中止等）

第10条 擁護委員は、調査の開始後に、第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

- 2 前項の場合において、申立者、第8条の規定による同意をした子ども若しくはその保護者（以下これらを「同意者」という。）又は前条の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（様式第6号）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

第11条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（様式第7号）によりその結果を通知するものとする。

(調整)

第12条 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもと関係機関等との仲介をする等、条例第19条第1項第3号に規定する調整をするものとする。

(要請及び意見)

第13条 擁護委員は、条例第19条第1項第3号に規定する要請をし、又は同項第4号に規定する意見を述べる場合は、市長にその内容を通知した上で、要請・意見表明通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員は、調査又は調整をするときは、身分証明書(様式第9号)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(西東京市子どもの権利擁護委員の会議)

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する西東京市子どもの権利擁護委員の会議(以下「擁護委員会議」という。)を設置するものとする。

2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会議は、代表擁護委員が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が別に定めるものとする。

第3章 西東京市子ども相談室

(西東京市子ども相談室の設置等)

第16条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、西東京市子ども相談室(以下「相談室」という。)を設置する。

(相談室の利用日、利用時間等)

第17条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとする。

利用日	利用時間
月曜日から金曜日まで	午後2時から午後8時まで
土曜日	午前10時から午後4時まで

2 相談室の休室日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、利用時間外に執務室を利用することができるものとする。

第4章 雑則

(委任)

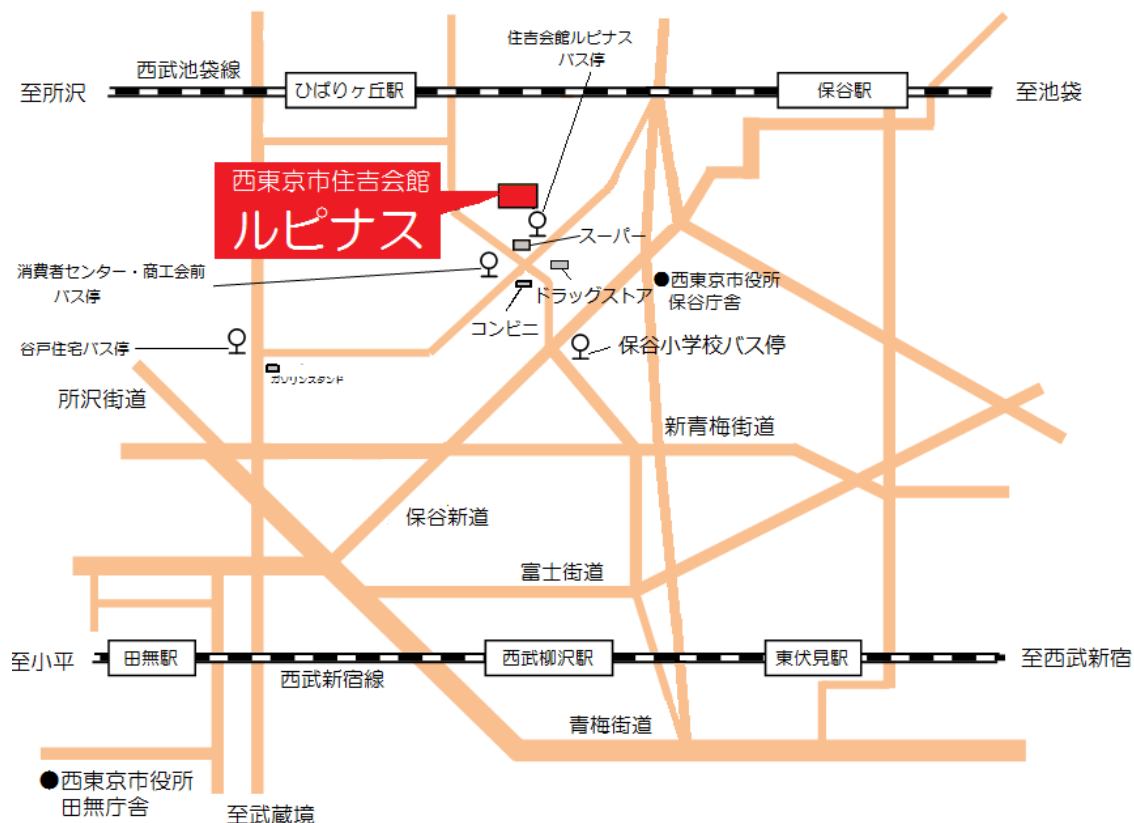
第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第25号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



〒202-0005 西東京市住吉町6丁目15番6号

西東京市住吉会館ルピナス2階

西東京市子ども相談室ほっとルーム

フリーダイヤル クイック なやみなし
相談専用電話 0120-9109-77



メールアドレス kodomosoudan@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

西東京市子ども条例

機関紙

メール相談受付フォーム



西東京市子どもの権利擁護委員

令和元（2019）年度活動報告

令和2（2020）年6月発行

編集・発行／西東京市子ども相談室ほっとルーム

